

今期定例会の開会以来、議員の皆様におかれましては、連日、御審議いただき、ありがとうございます。

京都府におきましては、先月末をもって緊急事態措置を実施すべき区域から除外されましたが、3月7日までは府全域の飲食店に対し、また、8日から昨日までは京都市内の飲食店に対し、営業時間の短縮をお願いするとともに、不要不急の外出自粛等のお願いをしてまいりました。改めまして、この間の府民、事業者の皆様の大なる御協力に対して、厚く御礼を申し上げますとともに、医療従事者の皆様に心から感謝を申し上げます。

これまでの取組みにより、昨日時点での新規陽性者数の7日間移動平均は10.43人となりましたが、感染のリスクが無くなったわけではありません。これからまさに年度替わりの季節を迎え、人の移動や会食の機会が増えることが予想されます。感染の再拡大を繰り返さないためにも、府民の皆様には、引き続きマスクの着用や手洗い、手指の消毒などの基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

京都府としても、飲食店等における感染防止対策の更なる向上を図りながら、社会経済活動を取り戻していくという決意の下、府議会の皆様、そして府民の皆様とともに、気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症対策に全力を尽くしてまいります。

それでは、今回追加提案させていただいております2件の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも予算関係議案でありまして、飲食店が行う飛沫防止や換気対策等の安全対策に対する補助制度の創設や、専門的な助言等を行う相談窓口の設置などにより、府内飲食店における安全対策の向上を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る支給期間の延長及び国庫補助金の取扱いが確定したことに伴い、令和3年度一般会計予算で82億8,000万円の増額補正を、また、令和2年度一般会計予算で36億4,000万円の減額補正を、それぞれ行おうとするものであります。

御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。